

「業務改善スタンダード」のねらい 実効性のある働き方改革へ

学校における働き方改革のゴールは何か。文部科学省は、「学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」と述べています。

埼玉県教育委員会では、令和6年6月に全62市町村から小・中学校124校を抽出し「令和6年度働き方改革に関する実態調査」を実施しました。御協力いただきました市町村教育委員会および小・中学校の教職員の皆様に厚く御礼申し上げます。

本県においても、学校における働き方改革は着実に進んでおります。学校における働き方改革をさらに加速させ、実効性、そして実感のあるものにするために、この度、「埼玉県業務改善スタンダード・小学校版」(改定版)を作成しました。スタンダードで示した10の取組は、今回の実態調査のエビデンスに基づいているものです。また、「埼玉県業務改善スタンダード・中学校版」(改定版)にも小学校で活用できる取組がありますので併せて御覧ください。今後、市町村教育委員会、そして各学校の管理職の皆様に御活用いただき、働き方改革推進の一助となれば幸いです。

令和7年3月 埼玉県教育委員会

「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく分析と対策

文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進しています。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答等 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動	⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

報告書41ページでは、この「3分類」の考えに基づき、小学校教諭等(教諭、助教諭、講師)の1日の業務内容を分類しています。(以下のグラフ参照)

グラフは、左から順に「教員本来の業務(分類対象外)」、「分類①(基本的には学校以外が担うべき業務)」、「分類②(学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務)」、「分類③(教師の業務だが、負担軽減が可能な業務)」に分類した結果を示しています。

分類の結果、例えば「分類①」に該当する「登下校指導等」には1日約15分を費やしており、これは学校以外の協力によって削減可能であることがわかります。「分類③」に該当する「授業準備」には1日約1時間42分、「成績処理」には1日約26分を費やしており、これらは外部人材の協力やICT機器の活用により負担軽減が可能であることがわかります。「教員本来の業務(分類対象外)」についても、持ち授業時数の見直しや学年・学級事務の見直し等により負担軽減が可能ですが、改めてこの「3分類」の考えに基づいて自校の実態を分析するとともに、自校に合った取組を取り入れ、働き方改革を更に推進していきましょう。



「令和6年度埼玉県小・中学校働き方改革に関する実態調査」調査報告書はこちらから

埼玉県教育委員会のホームページ内の小中学校人事課のページから本県の市町村立小・中学校における働き方改革に係る様々な情報を検索できます。

埼玉県 小中学校 働き方改革



働き方改革を**本気で**進めようとしている教育委員会・管理職のための

埼玉県業務改善スタンダード・小学校版

令和7年3月 埼玉県教育委員会

改定版

在校等時間を減らす

学校における働き方改革をすべての教職員が実感するために埼玉県が推奨する **10** の取組

負担感を減らす

目標 時間外在校等時間 **月45時間以内・年360時間以内の教員数の割合を100%に**

※月45時間、年360時間は令和2年1月に文部科学省が示した「指針」で規定された上限時間のこと

- ①日課表の見直しで教材研究・事務処理の時間確保を【新】
- ②行事の精選・運営方法の工夫改善を
- ③留守番電話の導入・活用を
- ④学年・学級事務の負担軽減を【新】
- ⑤教科担任制(学年担当制)の導入を
- ⑥年間授業時数を必要最小限に
- ⑦学校運営協議会で働き方改革を議題に【新】
- ⑧完全退校時刻の設定・徹底を
- ⑨教務や担任外と協力した担任の負担軽減を【新】
- ⑩長時間勤務者に対する同僚・管理職の声掛けを

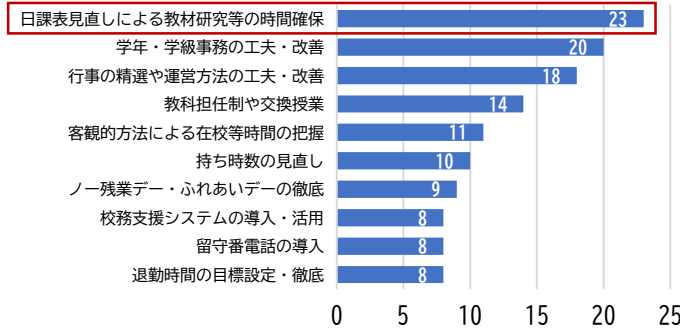


埼玉県マスコット「コバトン」

①日課表の見直しで時間確保を

報告書
84ページ

右の図は、調査対象の小学校が選んだ「効果のあった取組」のうち、上位10項目までをまとめたものです。日課表を見直し、勤務時間内に教材研究や事務処理等の時間を確保することは、多くの学校で効果的な取組として実感されています。日常の仕組みから変えることで、心身ともに余裕をもった勤務体制づくりを進めてみませんか。

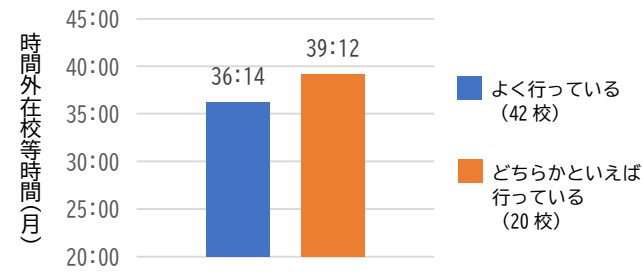


②行事の精選・運営方法工夫改善を

報告書
96ページ

行事の精選や運営方法の工夫改善は、時間外在校等時間の差として表れるだけでなく、効果の大きい取組としてアンケートでも評価されています。行事の教育的な意味を踏まえつつ、目的が重複する行事を削減したり、外部人材の協力を得たり、準備に時間をなるべくかけないような運営に変更したりするなど、更なる取組を推進してみてください。

行事の精選・運営方法の工夫改善と時間外在校等時間

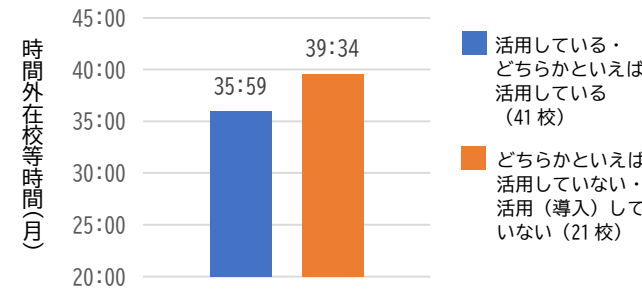


③留守番電話の導入・活用を

報告書
102ページ

留守番電話の導入・活用により、教職員は時間外の電話に出る必要がなくなり、業務の効率が上がります。授業準備や事務作業などに集中できるようになります。予算面の制約などにより留守番電話を導入できない場合は、保護者や地域の方々への理解を得た上で時間外の電話対応を行わないこととするなど、できる範囲で取り組んでみましょう。

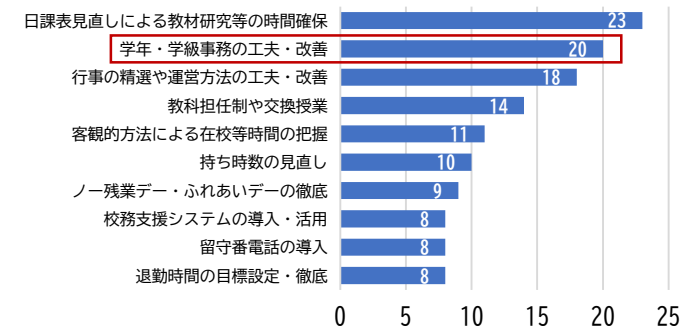
留守番電話の導入・活用と時間外在校等時間



④学年・学級事務の負担軽減を

報告書
100ページ

学年だよりや学級通信の内容や発行回数を見直したり、発行方法を改善したり、通知表の所見欄への記入を3学期のみにしたりするなど、学年・学級事務の負担軽減を図ることは、多くの学校で効果的な取組として実感されています。児童の様子を保護者と共有することの重要性を踏まえつつ、負担の少ない代替手段に置き換えられないか、ぜひ検討してみてください。

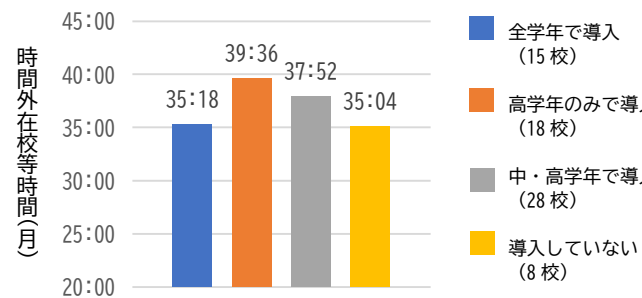


⑤教科担任制(学年担当制)の導入を

報告書
101ページ

小・中学校9年間の連続性や系統性、教科指導の充実、更には教職員の負担軽減の効果が期待されている教科担任制は、県内でも広がりを見せています。右の図のように全学年で導入している学校は、負担軽減でも効果をあげているようです。今後は生徒指導や保護者対応にも効果が期待される学年担当制(複数の教員で複数の学級を担当する制度)の導入も検討してみてください。

教科担任制の導入と時間外在校等時間

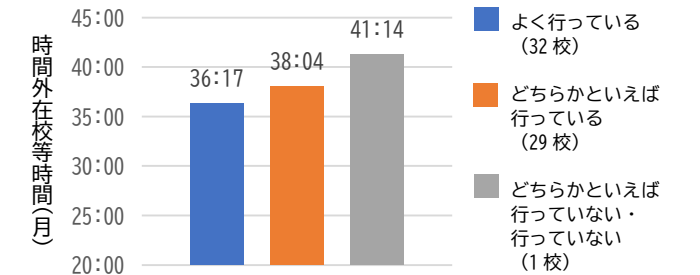


⑥年間授業時数を必要最小限に

報告書
101ページ

県では、令和5年秋以降、年間授業時数が標準授業時数+70単位時間以内に収まるよう、教育課程を編成・実施していただくことを指導してきました。実際、右の図のように、負担軽減につながっています。少ない時間で豊かに学ぶことを意識し、行事対応や学級閉鎖対応の余剰時間を必要最小限とし、忙しい学期末のコマ数を減らすなどの工夫をしてみませんか。

持ち授業時数の見直しなどの指導体制の工夫・改善と時間外在校等時間

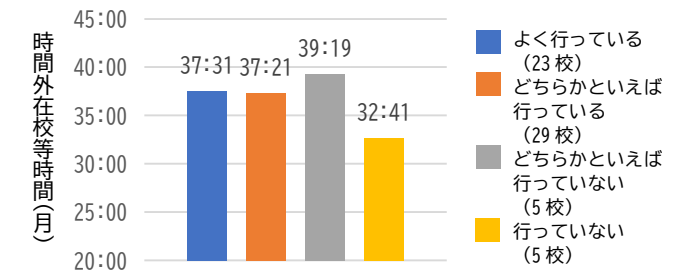


⑦学校運営協議会で働き方改革を議題に

報告書
102ページ

小学校では時間外在校等時間の差として明確に表れていませんが、中学校ではその効果が出始めています。学校運営協議会の議題として働き方改革を取り上げ、教職員の働き方の実態を共有し、地域の方々の理解と協力を得ながら改革を進めることは、教職員の総業務量の削減や、教育の質の維持向上にもつながります。

学校運営協議会で働き方改革を議題としている状況と時間外在校等時間

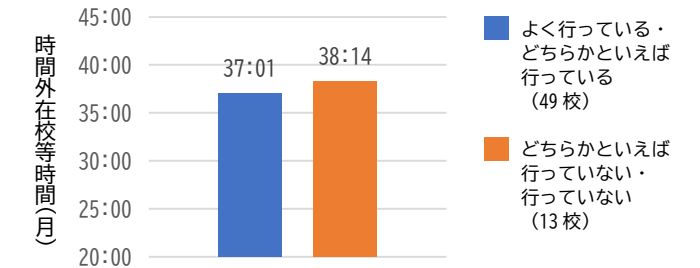


⑧完全退校時刻の設定・徹底を

報告書
91ページ

完全退校時刻を設定している学校は、在校等時間が短くなるのが改めて分かりました。限られた時間の中で逆算の思考により業務の優先順位を決めることで、タイムマネジメントの意識が高まります。決められた時間に退校することで休養時間も確保され、前報告書に引き続き、「朝、目が覚めると、さあ仕事へ行こうという気持ちになる」という数値が高いことも分かっています。

完全対抗時刻の設定・徹底状況と時間外在校等時間

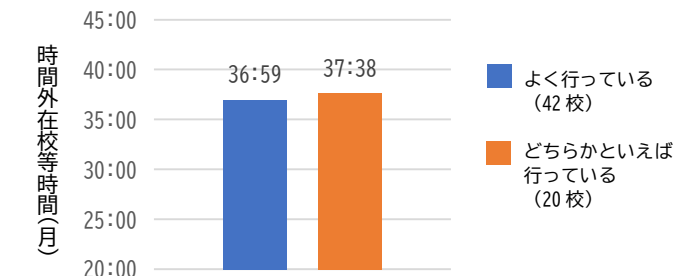


⑨教務や担任外と協力した負担軽減を

報告書
100ページ

報告書では、小学校の担任の平均在校等時間が2:06であるのに対し、担任外の平均は1:25であることが分かりました。右の図のように、教務や担任外と協力することで、実際に担任の在校等時間が縮減していることから、担任と担任外の総業務量ができるだけ平準化されるようにすることが、学校全体の働き方改革の推進につながります。

教務や担任外と協力した担任の負担軽減の取組と時間外在校等時間

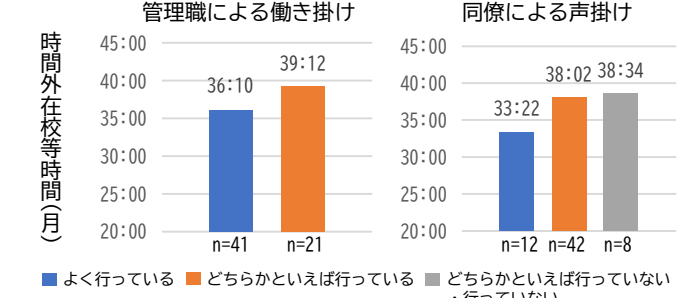


⑩長時間勤務者に対する働き掛けを

報告書
93ページ

長時間労働に陥っている教員は、孤立感を感じがちです。管理職や同僚からの声かけを通して、相談しやすい雰囲気を作ることで、仕事上の悩みや困りごとを気軽に相談できるようになり、一人で抱え込みがちな状況を改善することができます。また、チームとして業務を進める意識を持ちやすくなり、互いに支え合い、結果として学校全体の働き方が改善されます。ぜひ意識して働き掛けましょう。

長時間勤務者に対する働き掛けと時間外在校等時間



報告書とは、「令和6年度埼玉県小・中学校働き方改革に関する実態調査」調査報告書(令和7年3月埼玉県教育庁市町村支援部小中学校人事課)を指す。前報告書とは、「令和3年度埼玉県小・中学校働き方改革に関する実態調査」調査報告書(令和4年2月埼玉県教育庁市町村支援部小中学校人事課)を指す。詳細は県HP参照のこと。